

東日本大震災に係る学術調査検討委員会設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日
日本学術会議第 203 回幹事会決定〕

改正 平成 27 年 8 月 28 日日本学術会議第 217 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、東日本大震災に係る学術調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、東日本大震災における学術調査の動向、内容等について把握し、その結果について、必要な審議を行う。

(組織)

第 3 委員会は、会長の指名する副会長、会員及び連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。